

第4回分科会ご意見のまとめ

区分 (第4回分科会資料)		ご意見	検討を進める上での考え方・対応
1	資料1-1 1. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準仕様書の最終的な成果物や効果の設定により、評価基準が決まる。 ○ 目的に対して、指標をどうするのか。例えば、カスタマイズの抑制を目的とした場合、各自治体でカスタマイズにあたるのか、あたらないか判断するのは難しい。どこかの段階で誰かが確認することはあるのか。 ○ 3つの目的にプラスして使い勝手もベンダに意識してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討にあたって、目的は常に意識しなければならない。 ○ 画面、操作は標準仕様書として規定しない。使い勝手については、共通している部分を決める。
2	資料1-1 1. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準仕様書で示す機能が足りない場合はどうするのか。全国の自治体において、一つの仕様書のできる割合はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準仕様書の検討では、原則はカスタマイズをしないとする。ただし、独自の住民サービスを提供していた場合に、これを維持するために必要不可欠であれば、カスタマイズは否定しない。住民記録システムに限れば、独自のサービスはそれほど多くないと考えている。 ○ 標準仕様書が作成された場合、自治体は、カスタマイズに対して他の自治体ではできないのに、なぜ費用をかけてカスタマイズするのか説明責任を負うことになる。その辺を意識して議論すべき。
3	資料1-1 3. 検討の対象(3) 検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帳票のレイアウトを変更するとデータの持ち方が変わりお金がかかるなど自市等の立場は横に置いて検討するということでよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ その通り。
4	資料1-1 3. 検討の対象(3) 検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 画面等について、プロトタイプの機能を定めるにあたり、アーキテクチャーに依存するか。 ○ 用語の整理を先にすべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 画面や操作性は大きく寄与しないと考える。 ○ 作業を進める中で、検討すべき用語が出てくれば検討する。

区分（第4回分科会資料）		ご意見	検討を進める上での考え方・対応
6	資料2-1 (論点1) 届出取消・取消処理等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 履歴が残らない形で取り消してしまえば、後で問題があった場合にどうしてそうなったかわからなくなる。 ○ 中核市「ひな型」No126の「上書き修正」機能については、いろいろな機能。変更すべきではない。しかし、住基ネットに何でも飛ばしてよいというものではないことから、広範な機能に使えるという意味ではあってもよい。 ○ 窓口の手続きで職員が処理を誤った場合の履歴についても、残す必要があるか、残す必要がある場合、操作ログとして残すのか、入力履歴として残すのか、証明書に出すのか等、議論する必要がある。 ○ 中核市「ひな型」No126「上書き修正」機能は、いらぬ機能。変更すべきではない。しかし、住基ネットへデータを飛ばす際の配慮は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トラブル発生時の原因の切り分けに必要であり、情報セキュリティマネジメント的な視点で、ログは間違ったことも含めしかるべき証拠を残すためにシステム上に全て記録を残す。 ○ 住民票原票についても、一度磁気ディスクに格納された証明事項等の記載及びその修正等の異動については、原票上は全て異動事由とともに履歴として保存されるようにする。 ○ ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については必ずしも全ての履歴を記載する必要はないため、修正等の異動を行う場合には、住民票原票の記載事項から、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられることとした上で、住民から特別の求めがあった場合等に備え、自動的に仕分けられた出力の有無と異なる出力もできるようにすることにする。
7	資料2-1 (論点2) エラー表示	<ul style="list-style-type: none"> ○ エラーとアラートは分けて考えている。エラーとは、論理的にあってはならないこと、アラートとは使い勝手の工夫の部分と考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エラー、アラートは標準として基本的に必須とする。 ○ エラーは論理的に成立し得ない異動、アラートは論理的には成立し得るが特に注意を要するものと整理する。 ○ エラー、アラートについては画面表示方法はベンダの創意工夫に委ねればよく、作成してはいけないデータ、作成の際に注意が必要なデータを標準化し、それに対応する機能を備えるように標準仕様書を作成する。 ○ A市のエラー、アラートについて準構成員のベンダ7社に実装可否や代替案を調査し、それを基にした事務局案をたたき台として検討する。幅広い項目を集めるため、ベンダから収集した追加項目については、再度ベンダに実装可否を意見照会中。
8	資料2-1 (論点3) 改製関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準を決めてしまえば、ベンダの負担を軽減できる。改製するのかわからないのか、するなら何行、何回というところを決めたほうがいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員への照会結果を踏まえ、以下を標準とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票原票は、任意のタイミングで改製ができること。 ・住民票原票は、自動改製を行わないこと。 ・住民票原票は、欄数の上限を設けず、満欄による改製はないようにすること。

区分（第4回分科会資料）		ご意見	検討を進める上での考え方・対応
9	資料2-1 (論点4) 除票関係	○ 国の情報公開法の考えでは、当時行政文書として保存しているものは、そのまま出すべき。しかし、紙から電算化したタイミングで本来の過去の様式はなくなっており、こだわらないという判断もありえる。自治体の法整備がバラバラの可能性もあり、制約を設けずここで決めたほうがいい。	○ 制度上は、除票簿の住民票データについて、当時の様式に出力することは求められていない。 ○ 自治体としてレイアウトに特にこだわりのないのであれば、あとは費用の問題であり、コストの低い方法をベンダに調査し、調査結果を踏まえて標準案を示す。
10	資料2-1 (論点5) DV関係	○ DV情報には、DV支援法に基づくものと要支援者の機微情報の2つの性格がある。どちらも標準機能として整理するには時間がかかりそう。住基に限れば住民票出力に抑止をかけるかの部分だけ検討すればよいのではないか。	○ 住民記録システム標準仕様書においては、DV等支援措置は証明または異動の抑止に限定して機能を標準化する。 ○ 他システムと適切に連携すべきことも標準仕様書に記載するが、どの項目を他システムと連携するかは、地域情報プラットフォーム等のデータ連携としての標準化の領域となることから、自治体システムデータ連携標準検討会等と連携して検討する。
11	資料2-1 II. 標準化のニーズの高い様式・帳票について	○ 法律的に正しい言葉と、市民が分かりやすい言葉では、後者を使う方がよい。(例； マイナンバー)	○ 用語については、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「文字環境導入実践ガイドブック」（2019年3月）において、文字情報基盤、共通語彙基盤が規定されており、これを準用する。不足については今後検討を通じて追加していく。
12	資料2-1 II. 標準化のニーズの高い様式・帳票について	○ 転入の日がかなめで住基ネットでも重要。引き取りだけでは判断できないのであった方がいい。	○ 「住所を定めた日」の記載は、制度面では不要。転出証明書は直前の住所地で発行することから、どこにいたかは明らかであり、どこに入るかは転入届で書く内容。転入日はなくても適切な運用は可能である。